記者資料提供 PressRelease

令和４年６月３０日

▼タイトル

市職員の懲戒処分について（人身死亡事故事案）

下記のとおり、職員の懲戒処分を行いましたので資料提供します。

記

１　被処分者　　子ども未来部　保育士　３８歳　女性

２　処分の内容　　減給４か月、１０分の１
（地方公務員法第２９条第１項第１号および第３号）

３　処分年月日　　令和４年６月３０日

４　事件の概要
令和３年１２月９日午前７時１３分頃、自動車を運転し、国道１６１号線の白鬚神社付近を走行中に、横断歩行中の岐阜市の男性に接触し死亡させたことにより、令和４年６月に過失運転致死罪により起訴され、大津簡易裁判所から罰金１００万円の略式命令を受けた。

５　処分理由
地方公務員法第２９条第１項第１号「関係法令等に違反した場合」および第３号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当するとともに、同法第３３条の「信用失墜行為の禁止」規定に違反する。

６　再発防止策
全職員に対して、交通法規の遵守および安全運転の励行について、より一層徹底し再発防止に努める。

▼問い合わせ先
〇所　　属：高島市役所　総務部　人事課
〇電 話 番 号：０７４０（２５）８５２５